

郵送等による耐震化支援制度の申請に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、耐震化支援制度の申請については、下記のとおり郵送等による受付も行っています。

◇郵送等による手続き について

注意事項

- ① 事前に下記 **問合せ先（担当窓口）** にご連絡の上、次項の **基本的な手続きの流れ** を確認して進めてください。
- ② 郵送等によるやりとりについては、窓口での申請に比べて手続きに日数を要しますので、スケジュールに余裕をもって手続きを行ってください。
- ③ 申請書等の記載内容に不備がある場合は、再度書類等の送付をお願いする場合があります。
- ④ 郵送等による書類紛失の場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。

送付先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎3階
名古屋市住宅都市局 耐震化支援室（下記の担当係名）宛
※担当者の名前が分かる場合は、ご記入ください。

問合せ先（担当窓口）

<ul style="list-style-type: none">・木造住宅無料耐震診断・木造住宅耐震改修助成・耐震シェルター・防災ベッド設置・非木造住宅耐震診断助成・非木造住宅耐震改修設計・工事助成・多数の者が利用する建築物耐震診断助成・要緊急安全確認大規模建築物耐震改修助成・要安全確認計画記載建築物耐震改修助成・ブロック塀等撤去助成	<p>支援係 電話：052-972-2921 メール：a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp</p>
<ul style="list-style-type: none">・耐震相談員派遣制度	<p>企画係 電話：052-972-2787 メール：a2787-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp</p>

（次項に続きます）

基本的な手続きの流れ

※お手続き前に電話等でお問い合わせください。担当者がご案内いたします。

① 事前相談

電話・メール等により、申請の内容に関する事前相談をおこなってください。
必要書類、申請の流れ、注意点等の説明をさせていただきます。



② 申請書等の書類の提出

事前相談が終わりましたら、申請書等の書類を郵送してください。